

**令和 7 年度障がい者工賃向上研修事業
企画提案競技実施要領**

1 事業の目的

「宮崎県障がい者工賃向上計画」に基づき、各事業所の工賃水準の引き上げのための取組みを積極的に支援することを目的とする。

2 業務の名称

令和 7 年度障がい者工賃向上研修事業

3 業務の内容

別紙「令和 7 年度障がい者工賃向上研修事業仕様書」のとおり

4 委託期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 6 日まで

5 委託料の上限額

1, 2 8 6, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限とする。

※ 上記金額は、契約時の予定価格を示すものではない。

※ 上記金額は、企画内容の履行に要する全ての経費を含む。

6 委託料の支払い

精算払い

7 企画提案競技参加資格

参加者は、次のすべての要件を満たす者とする。

（1）地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者。

（2）この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者。

（3）法令違反等による処分が継続していない者。

（4）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていないものとみなす。

（5）役員等（個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又はその支店若しくは営業所を代表する者をいう。）又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団の関係者若しくは同条第 6 号に規定する暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者がいないこと。

（6）県税に未納がない者。

- (7) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 321 条の 4 及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。

8 実施スケジュール（予定）

- | | |
|--------------------|---------------------------|
| (1) 公告（県庁ホームページ） | 令和 7 年 6 月 13 日（金） |
| (2) 企画提案競技参加申込受付期限 | 令和 7 年 6 月 23 日（月） 午後 5 時 |
| (3) 質問書受付期限 | 令和 7 年 6 月 25 日（水） 午後 5 時 |
| (4) 企画提案書等提出期限 | 令和 7 年 7 月 3 日（木） 午後 5 時 |
| (6) 審査結果通知発送 | 令和 7 年 7 月 11 日（金） まで |

9 企画提案競技の方法

(1) 参加申込み

企画提案競技に参加を希望する者は、次のとおり参加申込を行うこと。

ア 提出場所

本要領 15 の場所

イ 提出期限

令和 7 年 6 月 23 日（月）午後 5 時（必着）

ウ 提出方法

電子メール又は FAX による（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること）。

エ 提出書類

① 企画提案競技参加申込書（様式第 1 号）

オ その他

- ① 参加申込書の提出後に辞退する場合は、辞退届（様式第 2 号）を電子メール又は FAX（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。）により提出すること。また、企画提案書が提出期限までに提出されなかった場合は、辞退届が提出されたものとみなす。

- ② 電子メールで送付するデータの形式は、PDF とする。

(2) 質問及び回答

ア 質問の提出方法

本事業に関し質問がある場合は、質問書（様式第 3 号）を提出すること。

- ① 提出方法は、本要領 15 の問合せ先へ電子メールにて行うこと。

- ② 件名は、「令和 7 年度障がい者工賃向上研修事業に係る質問」とする。

イ 受付期限

令和 7 年 6 月 25 日（水）午後 5 時（必着）

ウ 回答

軽微なものを除き、企画提案競技への参加申込書提出者全てに電子メールで通知する。

(3) 企画書の提出

ア 提出書類

下記①から⑤を1セットとし、正本1部、副本4部を郵送又は持参すること。

- ① 企画提案競技申請書（様式第4号）
- ② 団体概要（様式第5号）
- ③ 企画提案書（様式任意）
- ④ 令和7年度障がい者工賃向上研修事業に係る見積書（様式任意）
 - （ア）見積金額の表示は、税抜き金額、消費税及び地方消費税額、積算明細及び合計金額を明記すること。
 - （イ）宛名は「宮崎県知事 河野俊嗣」とすること。
- ⑤ 誓約書（様式第6号）

イ 提出期限

令和7年7月3日（木）午後5時（必着）

ウ 提出場所

本要領15の場所

10 企画提案の無効

次のいずれかに該当する者の企画提案は、無効とする。

- （1）参加する資格のない者が提案したとき
- （2）参加申込書又は企画提案書に虚偽の記載をした者
- （3）2件以上の企画提案をした者
- （4）提出期限までに参加申込書を提出しなかった者
- （5）提出期限までに企画提案書を提出しなかった者
- （6）企画提案書及び見積書について、金額、氏名、印影又は重要な文字の誤脱した又は不明な提案をした者
- （7）その他、指示した事項及び企画提案競技に関する条件に違反したとき

11 受託候補者の選定方法

別添の「令和7年度障がい者工賃向上研修事業企画提案競技審査基準表」に基づき、提出された企画提案書等を評価し、選定するものとする。

12 選定結果の通知

選定結果は、採択・不採択に関わらず書面で通知する。

13 契約

上記の審査により選定された最も優れた提案を行った提案者を受託候補者として、本委託業務の契約の手続を行う。

契約保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

14 その他

- （1）本業務に関する説明会は開催しない。
- （2）本業務の企画提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

- (3) 提案者から提出された書類は返却しない。
なお、宮崎県は提出された書類について、本企画提案競技以外の目的で提案者に無断で使用しない。
- (4) 本企画提案競技の参加により、宮崎県から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。
- (5) 契約結果（契約案件名、契約相手方、得点、参加者数）については、契約締結後に県庁ホームページで公表する。
- (6) この要領に定めのない事項については、宮崎県財務規則による。

15 書類提出及び問合せ先

宮崎県福祉保健部障がい福祉課（担当 諸橋、中平）

〒880-8501 宮崎市橘通東 2-10-1

電 話 0985-26-7068

F A X 0985-26-7340

メール shogaifukushi@pref.miyazaki.lg.jp